

岬町企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岬町長 田代 堯

岬町条例第 3 号

岬町企業立地促進条例の一部を改正する条例

岬町企業立地促進条例（平成 2 8 年岬町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「5 年間」を「3 年間」に改め、同条第 2 項を削る。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岬町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に優遇措置の指定を受けた事業者について適用し、施行日前に優遇措置の指定を受けた事業者については、なお従前の例による。